

平成 21 年 11 月 18 日
山井厚生労働大臣政務官
階総務大臣政務官

年金記録訂正申立てに係る新たな訂正基準について(案)

1 基本的考え方

- (1) 先の通常国会において民主党等が提出した「年金記録回復促進法案」において新たなあっせん基準として示した「明らかに不合理であるとはいえない」場合は訂正することを、新たな訂正基準とする。ただし、この文言のみでは、記録訂正を行うことになる範囲が、立法の趣旨に反し相当広く解されるおそれがあるため、必要な補足基準を設けることとする。その内容は次のとおり。

ア 厚生年金

下記(ア)又は(イ)に該当するものを除き、記録訂正を行う。

(ア)「記録訂正する合理性が認められないもの」

(該当する類型)

- 法令上、記録訂正することが認められないもの(個人事業主等)
- 申立てに係る事業所が特定できないもの(あいまいな申立てのため調査不能等)
- 申立てに係る事業所に勤務していた事実が確認できないもの
- 保険料控除がなかったことが確認できるもの(給与明細等から)
- 事実に反する被保険者記録であることについて、信義則に照らし申立人に責任があると判断されるもの(遡及訂正事案で申立人が事業主等)

(イ)「保険料が控除されていなかったと考えられる強い事情が存在し、他にこれを覆す事情が認められないもの」

(該当する類型)

- 申立てに係る事業所が適用事業所の届出を行っていない期間に係るもの
(注)このようなケースにおいて、保険料控除を示す給与明細等が存在する場合は、上記の「他にこれを覆す事情」に該当する。
- 申立人に係る他の行政機関における被保険者記録と厚生年金の被保険者記録が整合しているもの(厚生年金基金等)
- 申立人の供述内容から保険料控除がなされていなかったと判断されるもの

イ 国民年金

下記(ア)又は(イ)に該当するものを除き、記録訂正を行う。

(ア)「記録訂正する合理性が認められないもの」

(該当する類型)

- 法律適用除外であり、国民年金に加入できないもの (海外在住)
- 保険料納付がなかったことが確認できるもの (確定申告書等から)

(イ)「保険料が納付されていなかったと考えられる強い事情が存在し、他にこれを覆す事情が認められないもの」

(該当する類型)

- 未納期間が長期又は多数回であるもの (5年以上又は5回以上を現在想定)
- 事務手続上考えられないもの
(給与から保険料が徴収との申立て、国民年金手帳は夫の勤務会社で保管との申立て)

(2) 脱退手当金事案

「年金記録回復促進法案」と同一の訂正基準とはしないが、その考え方を踏まえて、現在認められているものに加え、未請求期間がある場合(まだら事案)については、特に本人請求が考え難い事情があるとして、原則記録訂正を行うこととする。

ただし、裁定請求書が残っている等受給していたことが相当程度伺われる場合等は除く。

(3) 上記新たな訂正基準の適用に伴い必要な制度改正について

ア 厚生年金については、新基準では事業主の供述等にかかわらず記録訂正を行うため、原則として、納付義務の履行状況の判断(結果として納付勧奨)は行わないこととする。(法律改正事項)

(保険料控除が認定され厚生年金特例法であっせんされる事案に関しては、記録がないことの原因が事業主側にあると断定できない事案も多いことから、当該保険料に係る納付勧奨を行わないことにする。ただし、事業主が意図的に納付しなかったことが明らかな事案は除く。)

イ 厚生年金及び国民年金について、判断の適切さを確保するために、申立人及び第三者に対して、記録訂正の判断に資する一定の資料を所持している場合に、当該資料を提出する義務を課す。(法律改正事項)

ウ 虚偽の申立てや資料を提出した場合への対応(法律改正事項)

(既に給付があった場合には返納を求めるもの(記録の訂正のみの場合は、以前の記録に再訂正)。これに加えて、故意に虚偽の申立て等を行った場合等は金銭的な負担を求める。)

2 社会保険庁における記録訂正の拡大と第三者委員会のあり方

〈社会保険庁における対応〉

- ① 厚生年金保険法による記録訂正が可能な事案については、過去の先例に照らし、原則としてすべて社会保険庁において対応することとする。(厚生年金基金等)
- ② 厚生年金特例法及び国民年金法に関わる記録訂正の事案については、社会保険庁において1の補足基準に基づくネガティブリストに沿って、該当する事案かどうかを判断し、該当しなければ、記録訂正を行う。(法律改正事項)

〈第三者委員会のあり方〉

③ 第三者委員会の役割は大幅に変化

第三者委員会は、社会保険庁において上記①と②に該当しないと判断された事案(1.のネガティブリストに該当すると考えられる事案)の全てについて審議を行う機関となる(記録訂正率は、社会保険庁分も含めると現在のあっせん率より高くなるが、第三者委員会が直接判断するものの記録訂正率は低いものとなる。)。このように、委員会の役割が大幅に変化することから、委員会の改組や委員の交替等について検討する。

※ 今後詳細な制度設計の中で、「準公的年金(厚生年金基金など)」に関する苦情申立てへの対応等も行う機関への改組も含め、検討。

3 その他

○ 既に非あっせんとしたもののへの対応

判断基準等が変更されたこと等を十分に広報すること(非あっせんと判断が既に示されている方に対する個別通知を含め検討)により、希望のある方には再申立てを行ってもらうことにより対応

○ 誤認やあいまいな記憶に基づく申立てを減らす方策について検討 (典型的な誤認の例を示す文書を作成、履歴整理表の作成等)

※ 今後の更なる検討において、細部については詰めていくこととする。